

氷見市農業委員会 定例総会議事録

(令和6年度 3月度)

- 1 日 時 令和7年3月3日(月)
開会：午後3時00分
閉会：午後4時00分
- 2 場 所 氷見市役所C棟3階 301会議室
- 3 出席委員 15名
1番 三島 幸浩 2番 両國 明美 3番 上野 和枝
4番 栗山 敬行 6番 田中 昭一 7番 池田 貢
9番 川上 三郎 10番 吉田 純夫 11番 森 久志
12番 高木 良治 13番 山本 善榮 14番 浮橋 勉
15番 向 悟司
- 4 欠席委員 5番 平井 清一 8番 宮木 克幸
- 5 議 題 第1号議題 農地利用集積計画について
第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件
第3号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件
第4号議題 氷見農業振興地域整備計画の変更について
- 6 報 告 報告第1号 農地法第2条の規定による農地、非農地の判断(非農地認定)について
- 7 職務のため出席した事務局等職員
4名
局長 谷口 義洋 主査 川上 一弘 事務員 松村 涼子
市長部局から
農林畜産課 課長補佐 山下 弥奈江

7 総会の概要

(事務局) ただいまから、令和6年度3月度定例総会を開催いたします。
はじめに、会長から挨拶がございます。

(会長) 挨拶 (略)

(事務局) それでは、農業委員会憲章の朗読を池田委員の主唱により、皆様でお願いいたします。

……………農業委員会憲章の朗読……………

(事務局) 次に、本総会の議長は、氷見市農業委員会総会会議規則第4条の規定により、会長が務めることとなっておりますので、会長に議長をお願いいたします。

□議長 (会長) それでは、本日の総会に付議する案件は、

第1号議題 農地利用集積計画について 128件

第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件 3件

第3号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件 2件

第4号議題 氷見農業振興地域整備計画の変更について 3件

であります。

また、報告事項として

報告第1号 農地法第2条の規定による農地、非農地の判断（非農地認定）について 2件

であります。

□議長 (会長) 本日は、宮木委員、平井委員の欠席の報告を受けていますが、在任委員15名中 13名と過半数の出席により、総会は成立していることを報告いたします。

□議長 (会長) これより議題に入りますが、本日の議事録署名委員として、高木委員、山本委員をお願いいたします。

□議長 (会長) それでは、第1号議題 農用地利用集積計画につきまして、事務局の説明を求めます。

(事務局) 本件は、氷見市長より農用地利用集積計画について*月**日付けで諮問があり、本総会において審議し、決定結果を委員会から答申するものです。

(事務局) (趣旨説明の後、農林畜産課より説明)

第1号議題 『農用地利用集積計画について』につきまして、ご説明いたします。今月の利用権設定は、相対設定分と中間管理事業分の利用集積計画であります。

番号1～——の借受人の氏名、面積を確認

以上、総合計で——筆、設定面積——㎡を、——名の貸し手から利用権の設定を受けるものとなっています。

なお、これらの案件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項に掲げる基本構想との整合性、すべての農用地の効率的利用、常時従事者等の各要件を満たしていると考えます。よろしく願いいたします。

□議長(会長) 事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問があればお願いします。なお、異議又は質問のある委員は、挙手をお願いします。

(委員) 中間管理事業の知事裁定の農地について

(事務局) 所有者不明土地が有り、所有者の探索の公告等を行ったうえで、農地を借り受けるようにするため、知事裁定の手続きをとったもの。

□議長(会長) 他に無いようでございますので、異議がないと認め、第1号議題 『農用地利用集積計画について』につきまして、原案のとおり承認することとします。

□議長(会長) 次に、第2号議題 『農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件について』につきまして、事務局の説明を求めます。

(事務局) 第2号議題 『農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件について』につきまして、ご説明いたします。農地を農地として利用するためにその権利を取得する場合、農業委員会の許可が必要となり、それが「3条許可」であります。なお、令和5年4月1日から面積要件となっていた5反要件が廃止されております。

今回の申請件数は3件です。すべて所有権移転の設定となっています。

番号1番 ——地区です。

申請地は氷見市**——番 外*筆

申請面積は、——㎡、地目は登記・現況が共に田です。

譲渡人 氷見市**——番地(氏名**)から

譲受人 氷見市**——番地（氏名**）へ

譲渡人の要望で、無償契約で所有権の移転を行うものです。

参考までに、譲受人の経営面積は、——㎡で、今回の申請農地——㎡を取得すると、合計——㎡となります。

譲受人は、農業経営安定のため、申請地を譲り受けたいことから、譲り渡し人と話をし、無償贈与で、永続的に農地利用することで合意したものです。

番号2番 ——地区です。

申請地は、氷見市**——番 外*筆

申請面積は、——㎡、地目は登記が田及び畑、現況がすべて畑です。

譲渡人 氷見市**——番地（氏名**）から

譲受人 氷見市**——番地（氏名**）へ

譲受人の要望で、無償契約で所有権の移転を行うものです。

参考までに、譲受人の経営面積は、—㎡で、今回の申請農地——㎡を取得することになります。

申請地は、畑として耕作可能な状態です。

譲渡人は、高齢であり今後も農地利用しないことから譲受者と話をし、譲受人は、農業経営安定のため、申請地を取得することで合意したものです。

番号3番 ——地区です。

申請地は、氷見市**——番 外*筆

申請面積は、——㎡、地目は登記が田及び畑、現況が田及び畑です。

譲渡人 東京都**——番地（氏名**）外1から

譲受人 氷見市**——番地（氏名**）へ

譲渡人の要望で、無償で所有権の移転を行うものです。

参考までに、譲受人の経営面積は、—㎡で、今回の申請農地——㎡を取得することになります。

申請地は、農地として耕作可能な状態です。

譲渡人は、都内に住んでおり、今後、氷見に戻る予定は無く、また、高齢により農地管理が難しい。譲受者は夫が認定新規就農者であり、家族で農業を営んでいる。当該農地の管理については数年前から相談を受けており、昨年から水稻栽培、畑作、草管理などを行ってきました。今後、農業経営安定のため、申請地を取得することで合意したものです。

以上の3件であります。

引き続き許可基準について、説明させていただきます。

今回の案件3件は、①全部効率利用、②常時従事、これは原則、年間150日以上農業従事日数になります、③地域調和など、不許可の要件に該当しておりませんので、許可が相当と判断されます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

□議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問があればお願いします。なお、異議又は質問のある委員は、挙手をお願いします。

（**委員） 譲り受ける農地が離れ、効率的でないように見える。

（事務局） 譲受者は、より効率的にできるよう経営努力を行うとしている。

□議長（会長） 他に無いようでございますので、異議がないと認め、第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件につきまして、原案のとおり承認することとします。

□議長（会長） 次に、第3号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件につきまして、事務局の説明を求めます。

（事務局） 第3号議題、『農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について』意見を付する件、2件につきまして説明いたします。

農地法第4条の許可申請は、土地の所有者本人が農地を農地以外のものに転用する場合、第5条の許可申請は、所有者以外への所有権移転、使用貸借権設定、賃貸借権設定を伴う場合に行うものです。

今回の案件は、5条が2件となっております。

番号1番 地区は——です。

譲受人は、石川県**——番地（***）

譲渡人は、氷見市**——番地（***）

申請地は、氷見市**——番 地です。

申請書において地目は登記は田、現況は宅地、現地は宅地として利用されている状況です。

申請面積は——㎡、転用目的が住宅敷地、権利は所有権移転です。

農地区分は第3種農地です。

・なお、こちらは違反転用の状態となっていたことから始末書の提出を受けております。

番号2番 地区は——です。

譲受人は、氷見市**——番地（***）

譲渡人は、氷見市**——番地（***）

申請地は、氷見市**——番 です。

申請書において地目は登記は田、現況は宅地、現地は宅地として利用されている状況です。

申請面積は——㎡、転用目的が住宅敷地、権利は所有権移転です。

農地区分は第3種農地です。

・なお、こちらは違反転用の状態となっていたことから始末書の提出を受けております。

・引き続き、許可基準について、説明させていただきます。

・許可基準につきましては、

・番号1番 都市計画法上の用途地域（第1種住居地域）であり第3種農地となるため原則許可となります。

・番号2番 上水管、下水管が埋設されている、道路の沿道区域であって500m圏内に2以上の教育施設・医療施設その他公共施設又は公益的施設が存するため第3種農地となるため原則許可となります。

・では、今回付された案件2件につきまして、原案のとおり進達してよろしいか、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

□議長（会長） 質問を受ける前に、先般一月一日に行われました**委員と該当地区推進委員、事務局員による現地調査につきまして、**委員から報告を受けます。

（**委員）先般一月一日、わたしと事務局員で現地調査を実施しました。その結果について報告いたします。

今回の案件については、隣接地との境界が確定されており、用排水路、周辺農地への影響に問題がないことを確認しました。

また、隣接農地耕作者からの承諾が得られており、「氷見市土地改良区」からの同意書が添付されております。

以上、今回の案件は、違反転用の案件もありますが、原案のとおり許可相当であると判断したことを、ご報告いたします。

□議長（会長） 事務局の説明と**委員の現地調査による報告を踏まえ、異議又は質問があればお願いします。

……………発声なし……………

□議長（会長） 無いようでございますので、異議がないと認め、第3号議題『農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件』につきまして、原案のとおり許可相当の意見を付して進達することとします。

□議長（会長） 次に、第4号議題『氷見農業振興地域整備計画の変更について』につきまして、事務局の説明を求めます。

（事務局） 本件は、氷見市長より*月**日付けで諮問があり、本総会において審議し、答申するものです。

（事務局） それでは、第4号議題、氷見農業振興地域整備計画の変更について、につきまして、説明いたします。

農振除外とは、農業振興地域の中で、かつ農用地区域内にある農地はそのままでは転用行為が出来ないため、農用地区域内の土地の確保及び農業振興施策の推進等に著しい支障を及ぼすことのない範囲で、農用地以外の用途に転用することを目的として農用地区域からの除外を行うものです。

今回、願出のあった除外は、2件です。

・番号1、地区は**です。

・願出者は、氷見市——**番地 氏名**

対象地は、氷見市——**番、申請書において地目は登記、現況ともに田、現地は一として利用されている状況です。対象地の面積は、**㎡です。

・農用地区域でしかできない理由として、

・番号2、地区は**です。

・願出者は、氷見市——**番地 氏名**

対象地は、氷見市——**番、申請書において地目は登記、現況ともに田、現地は一として利用されている状況です。対象地の面積は、**㎡です。

・農用地区域でしかできない理由として、

今回付された案件2件につきまして、農業委員会として意見があるかについて、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

□議長（会長） 質問を受ける前に、先般一月一日に行われました一委員と該当地区推進委員、事務局員による現地調査につきまして、一委員から報告を受けます。

（**委員） 現地調査の報告

先般一月一日、わたしと地区推進委員及び事務局員で現地調査を実施しました、その結果について報告いたします。

今回の案件2件につきまして、隣接地との境界が確定されており、排水路、周辺農地への影響に問題がないことを確認しました。

また、「氷見市土地改良区」からの同意も得られております。

以上、今回の案件2件は、原案のとおり除外はやむを得ないものであると判断したことを、ご報告いたします。

□議長（会長） 事務局の説明と一委員の現地調査による報告を踏まえ、異議又は質問があればお願いします。

……………発声なし……………

□議長（会長） なお、本件は第1号議題と同様に諮問案件でありますので、意見は、いかがでしょうか？

……………発声なし……………

□議長（会長） 意見が無いようですので、異議等がないと認め、第4号議題『氷見農業振興地域整備計画の変更について』につきまして、変更案のとおり承認し、「意見無し」と氷見市長に答申することとします。

□議長（会長） 付議案件は以上です。次に報告事項に移ります。

報告第1号『農地法第2条の規定による農地、非農地の判断（非農地認定）について』事務局の説明を求めます。

（事務局） 報告第1号 農地法第2条の規定による農地、非農地の判断（非農地認定）についてにつきまして、ご説明いたします。

今回の申請件数は、2件です。

番号1、地区は一です。

申請人は、富山市**——番地（氏名**）

申請地は、氷見市**——番、地目は登記が畑、現況は宅地、申請面積は**㎡です。

目的は、畑から宅地への地目変更登記申請です。

事務局員の現地調査に基づき、**委員、**推進委員、**推進委員の3名が*月*日に現地写真や申請書内容等により調査・確認しました。その結果非農地であると判断したことから、今後、所有者に対し、非農地認定による通知書を発送し、併せて関係機関である県、法務局及び市へ情報提供を行いました。

続いて

番号2、地区は一です。

申請人は富山市**——番地（氏名**）

申請地は、氷見市**——番 外1筆、地目は登記が畑、現況は山林、申請面積は**㎡です。

目的は、畑から山林への地目変更登記申請です。

事務局員の現地調査に基づき、**委員、**推進委員、**推進委員の3名が*月*日に現地写真や申請書内容等により調査・確認しました。その結果非農地であると判断したことから、今後、所有者に対し、非農地認定による通知書を発送し、併せて関係機関である県、法務局及び市へ情報提供を行いました。

報告は、以上となります。

□議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、質問があれば、お願いします。

……………発声なし……………

□議長（会長） 無いようでございますので、説明を了承いたします。

以上で本日の案件は、全て終了しました。

これで、氷見市農業委員会3月度定例総会を終了します。

その他連絡事項

氷見市農業委員会総会会議規則第14条第2項の規定により、ここに署名する。

令和7年3月3日

議 長

署名委員

署名委員